

社会保険の加入対策について ご相談ください！

平成24年の建設業法改正により、建設事業者にとって社会保険未加入対策は緊急の課題となっています。単に自社の許可申請や経営事項審査の評点に影響が出るだけではありません。建設業許可の有無にかかわらず、取引先の元請・下請との関係にも大きな影を落とします。※すでに建設管理課より行政処分を含む指導書が未加入の事業者に出されています。

改正に伴う影響・・・

①建設業許可での加入確認指導 (平成24年11月～)

申請時点で未加入の場合、文書による加入の指導があります。4ヶ月以内での回答が求められます。

②建設業行政上の指導・処分 (平成24年11月～)

指導が反復され、改善の見込みが少ないと判断されると、「処分」(業務停止、許可取消など)があります。

③経営事項審査の厳格化 (平成24年7月～)

健康保険・厚生年金保険・雇用保険について、未加入の場合、W点を1つにつき40点減点されます。

④元請企業による下請企業への指導 (平成24年11月～)

平成29年4月以降、元請企業からの契約拒否、未加入作業員の工事現場への立入禁止の措置が取られます。

⑤法定福利費を含む適正見積りの実施 (平成24年11月～)

法定福利費相当額を下回るような下請契約を結んだ場合、建設業法違反に問われるケースが出てきます。

●あなたの会社は、社会保険の適用事業所ですか？

雇用保険、健康保険、厚生年金保険それぞれについて、事業所形態や従業員の就労形態によって適用事業所となるか適用除外となるか詳細に区分されます。社会保険未加入対策の第一歩は、企業のこれらの適用関係を把握することから始まります。

●社会保険に加入する上での事業計画は出来ていますか？

社会保険に加入したが、企業としての経営が立ち行かないとなれば、元も子もありません。企業の実情に合わせた対策を取らなくてはなりません。

●社会保険に加入した場合のメリット、加入時・加入後の手続きはご存じですか？

社会保険の加入は企業の負担が増えるだけではありません。従業員の福利厚生の充実につながり、従業員の定着率の増加が見込めるので、人材の確保で有利になります。また、各種助成金の活用もできます。一方で社会保険の加入時・加入後の手続きは多岐にわたりますが、それらを滞りなく行なわなくてはなりません。

★当協会では上記の社会保険加入対策について、ご相談に応じています。

財団法人 埼玉県総合労働福祉協会

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町27-5 TEL 048-885-2816

(HP) <http://roudoufukushi.com/>